

2022 年 6 月 17 日

薬物動態談話会 会長及び名誉会長の選出と任期

(1) 人数

本会は会長及び名誉会長（複数名を可）を置く。

(2) 選出基準

新任の会長はアカデミアまたは法人会員から選出する。

候補者の選出に当たっては、本会が主催する学術集会における発表歴、薬物動態学会への貢献と薬物動態学会誌などへの投稿実績を考慮する。

なお、会長には本会の諸活動及び運営全般に積極的に参画することが期待されることから、候補者にはこれらの役割に対する十分な理解を求める。

(3) 選出方法

選出基準に従い、会長及び現常任幹事（常任幹事会*）が、新会長委嘱の1年前からを準備期間として主体的な役割を果たす。

会長は常任幹事会*による会長候補者の推薦を受けて、幹事会**に発議して審議を図る。候補者が幹事会**で新会長として承認を得た場合、会長は候補者に新会長を委嘱し、候補者の受諾により決定する。その後、会長は会員に新会長委嘱の報告を行う。

(4) 任期

会長の発議により、原則として9月例会時に開催する常任幹事会*において会長の委嘱の継続を見直して幹事会**に報告する。常任幹事会*では、委嘱の継続について以下の議論を行う。

- 1) 会長の任期は5年とするが、再任は2期までとする（最長10年）。
- 2) 会長は公平性を保つことを旨とし、利益相反に留意する。
- 3) 会長から常任幹事会*に退任の申し出を受けた場合は、受理と名誉会長就任の妥当性を議論する。
- 4) 名誉会長の任期は特に定めないが、常任幹事会*に退任の申し出を受けた場合は、受理を議論する。

*：常任幹事会

会長、常任幹事

**：幹事会

名誉会長、会長、常任幹事、担当幹事（企画、セミナー、会計及び庶務担当）

(5) この内規は 2022 年 6 月 17 日より実施し、改訂は幹事会の承認により行なわれる。